

## 「すながわ お試し暮らし」の利用開始までの手順

### ①移住担当窓口空き状況を確認

- 令和6年3月18日（月）以降は、随時利用申し込みを受け付けます。
- 施設の空き状況については、市ホームページ「空き状況カレンダー」からご確認いただけますが、最新の情報とカレンダーが更新されるまでの間、ずれが生じる場合がありますので、メール、ファクスまたは電話で担当窓口（下記）へお問い合わせください。

### ②利用申込書の提出（もしくは利用申込フォームの送信）

- ご希望の期間が空いていましたら、利用開始希望日の2週間前までに「すながわ お試し暮らし利用申込書」をご提出ください。様式は、砂川市ホームページからダウンロードできるほか、郵便やファックスでもお届け可能です。もしくは、利用申込フォームを入力し、送信してください。
- ご利用可能な期間は、令和6年4月17日（水）～令和7年3月31日（金）の間で、1週間以上2カ月間以内です。入退去日については、手続きの都合上、土曜・日曜・祝日を除く平日の市役所開庁時間（8時30分から17時15分まで）にしてくださいようお願いいたします。
- 年末年始期間（12月28日～1月8日）の利用はできません。

### ③利用申込確認（却下）通知書の送付（利用可否の確定）

- 利用申込書の提出を受けてから1週間以内に「すながわお試し暮らし利用申込確認（却下）通知書」をメールもしくは郵送いたします。内容をご確認いただき、誤りや変更がある場合は、ただちにご連絡ください。

### ④契約書の締結

- 入居日に建物貸付契約を交わし、使用料をお支払いいただきます。
- 契約書には押印が必要ですので、必ず印鑑をご持参ください。シャチハタはご使用できません。

**※契約書の締結等、入居時のお手続きにつきましては、申込代表者の方に行っていただきます。代理人によるお手続き等は一切認められておりません。**

### ⑤「すながわ お試し暮らし」開始

- 市内案内や、物件案内など滞在中の生活をサポートいたします。

#### 【お申込み・お問い合わせ先】

すながわ移住定住促進協議会事務局（砂川市政策調整課企画調整係内） 担当：三浦・桐井

〒073-0195 北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

TEL：0125-74-8767（直通） FAX：0125-54-2568

E-mail：kikaku@city.sunagawa.lg.jp